

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月25日認可した。

平成21年3月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名
黒見地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒見地区
杉ノ上上地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）杉ノ上上地区
栗屋出水地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）栗屋出水地区
本村西地区共同施行	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）本村西地区